

## 湯河原町児童・生徒通学等支援事業のお知らせ

湯河原町では、新型コロナウイルス感染症拡大に対する湯河原町独自の支援策として、町外の小・中学校、高等学校などに通学もしくは学生寮に入寮する児童・生徒を養育する世帯に対し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、臨時給付金を支給いたします。

### 対象者

- ①湯河原町に住民登録があり、対象となる学校（※1）に在学かつ通学しており、令和2年4月以降の通学に係る定期券（※2）を購入している人
  - ②町外の学校（※1）に通学するため学生寮に入寮する児童・生徒で保護者が湯河原町に住民登録がある人
- ※1 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校
- ※2 学生割引で購入した通学定期券に限る。

### 支給額

対象児童1人につき2万円（1回限り）

### 申請方法

こども支援課に以下の書類を提出してください。（郵送可）

- ①湯河原町児童・生徒通学等支援給付金申請書
- ②通学定期券の写し（通学の場合）
  - ※有効期限が令和2年度以内の通学定期券の写し（複数の場合は全て）
- ③在学することが分かる証明となる書類（学生証の写し、在学証明書等）
- ④申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ⑤振込先金融機関の通帳（キャッシュカード）の写し

### 申請期間

令和2年10月1日（木）から令和2年12月28日（月）

### 支給方法

指定された口座に振り込み

### 問い合わせ

こども支援課児童福祉係  
〒259-0392 湯河原町中央2-2-1  
TEL0465-63-2111 内線 331・332